

フランス第三共和政における児童保護の論理

—「不幸な子供」をめぐる議論を中心に—

岡部 造史

問題の所在

フランス第三共和政（一八七〇—一九四〇年）は、大革命によって誕生した共和主義体制の確立期であると同時に、社会政策の本格的な展開がみられたという点においても、フランス史のひとつの転換点をなしている。イギリス、ドイツなどと同様、フランスもこの時期に福祉国家への本格的な歩みを開始するのであり、教育・労働・医療・家族などのさまざまな領域において、国家による介入が飛躍的に拡大するに至った。

この共和政が特に力を注いだ政策として、子供をめぐる政策をあげることができる。帝国主義という当時の国際情勢において、子供は将来の兵士、労働者、あるいは母親としての役割を期待され、彼らを健全な国民として育成することは、国政上の至上命題であった。当時の子供をめぐる政策としては初等教育政策が有名であるが、為政者は子供の保護にも多大な関心を払ったのであり、一九〇〇年代初めまでに児童労働の規制、乳幼児の健康保護、虐待された子供の保護などに関する法律が整備された。これらの法律はそれまで家族の専権事項とされてきた子供の養育に国家が介入することので一九世紀初め以来の私生活と国家との関係に大きな修正をもたらしたのであり、近代社会における統治の問題を考慮の際にきわめて重要な意味を持つものである。上記のような子供の身体面及び精神面の保護を目的とする諸施策を、本稿ではとりあえず「児童保護政策」と総称することにした¹⁾。

フランスの児童保護政策の重要性に初めて着目したのは、ドンズロやメイエといった一九七〇年代のフーコーの権力論の影響を受けた研究者である。彼らは近代における児童保護とは子供の救済そのものを目的とするのではなく、むしろ国家や支配階層による民衆家族の管理統制戦略の一環であったとし、その統治における意味を明らかにした。³⁾ 英米圏でもカニツブやヴァイスバックといった研究者がこの政策を支配階層による社会統制の手段として把握している。⁴⁾

もちろん、実際の政策の展開まで視野におさめるならば、それを単に国家や支配階層による私生活管理や社会統制の手段として把握することはできない。筆者が別稿において明らかにしたように、実際の政策は民衆層の対応や地方自治体のイニシアティブによって私生活管理としての性格を変化させていくものであった。⁵⁾ しかしそもそも、この政策の形成自体、単に私生活管理戦略の制度化として捉えることが可能であろうか。たとえば最近フランス福祉国家形成の思想的過程に関する著作を発表した田中は、フーコー以降の統治権力研究が一九世紀以降に関して、単一の論理に基づく「統治権力の一方的な拡散」を強調する傾向にあるとした上で、むしろそうした権力を支える論理が多様なものであったことを指摘する。彼によれば、二〇世紀の福祉国家とは社会政策に対する支配階層間の合意の形成によって成立したのではなく、むしろその出発点から複数の論理の対立を内包するものであった。⁶⁾ 児童保護に関しても為政者の議論を一瞥するならば、そこに見解の相違や意見対立を容易にみとることができる。すなわち、児童保護政策の形成とは為政者の私生活管理や社会統制をめぐるコンセンサスの結果ではなく、むしろそれらをめぐる論理の対立を引き起こすものだったのではないか。これが本稿の問題提起である。

第三共和政期の児童保護政策に関する為政者の議論の分析はいくつか存在するが、こうした点に着目した研究はほとんどみられない。⁷⁾ そもそも第三共和政前半期の政治史研究では初等教育政策や反教権主義政策に関心が集まる一方、社会政策についてはあまり関心が持たれなかった。⁸⁾ さらに社会政策の中では労働者政策や社会保険制度が主に取り上げられ、子供や家族をめぐる政策はあまり注目されてこなかった。その中でクセルマンの研究は、児童保護をめぐる為政者間の議論の対立を強調している点で、本稿の視角と最も近いものである。¹⁰⁾ しかし、それぞれの議論の内容や対立の結果

などについては十分に明らかにされていない。為政者、特に共和派は児童保護のどのような点をめぐって対立し、それは政策にどのような性格を付与することになったのか。本稿はこうした点を念頭において児童保護政策の論理を明らかにすることを目的とする。この作業は、当時の共和政による私生活管理の一つの特質を浮かび上がらせることにもなる。

ところで、第三共和政期の児童保護政策のうち、一八八〇年代の共和政確立以降に為政者が取り組んだのが、捨て子や親から放置された子供、または虐待を受けた子供の保護であった。当時「不幸な子供 *enfance malheureuse*, *enfants malheureux*」¹¹⁾と総称されたこれらの子供の保護をめぐる議論は、一八八九年七月の「虐待された、あるいは精神面において捨てられた子供の保護に関する法律 *Loi sur la protection des enfants maltraités ou moralement abandonnés*」(以下「児童保護法」と表記)、一八九八年四月の「子供に対する暴力、乱暴行為、虐待行為、加害行為の処罰に関する法律 *Loi sur la répression des violences, voies de fait, actes de cruauté et attentats commis envers les enfants*」(以下「児童虐待処罰法」と表記)、一九〇四年六月の「児童扶助業務に関する法律 *Loi sur le service des enfants assistés*」(以下「児童扶助業務法」と表記)といった諸法律に帰結することになる。¹²⁾これらの法律は、児童虐待に対する親権剥奪 *déchéance de la puissance paternelle* の制度化、また公的児童扶助制度の体系化など、この時期における児童保護改革のいわば到達点をなすものであった。¹³⁾以上の点から、本稿は児童保護政策の中でもこの「不幸な子供」の保護をめぐる議論を具体的な検討対象とする。

以下、第一章ではまず、一九世紀フランスにおける児童保護の状況について概観する。続く第二章では、第三共和政期の「不幸な子供」の保護に中心的な役割を果たした政治家の児童保護構想を明らかにし、第三章ではその構想の制度をめぐってどのような議論がなされたのかを検討したい。なお、本稿で使用する主な史料は、『フランス共和国官報 *Journal Officiel de la République française*』に掲載された、または別冊として出版された議会史料(法案、議会報告、議会議事録)である。

第一章 一九世紀における児童保護の状況

一九世紀のフランスでは、「社会問題」の発生に伴ってさまざまな形で児童問題が存在した。これらのうち、公権力が最初に本格的な対策を打ち出したのは捨て子の問題であり、一八一一年一月の「捨て子と貧困孤児に関する政令 Décret concernant les enfants trouvés ou abandonnés, et les orphelins pauvres」によつて、彼らに対する全国的な公的扶助システムが設置された。⁽¹⁴⁾

しかしこのシステムは、当時の児童問題全体に対処するにはほど遠いものであった。保護の対象となつたのは捨て子と貧しい孤児のみであり、それも一八二三年の通達によつて一二歳以上の子供は含まれないとされた。⁽¹⁵⁾その後、一八四一年三月の児童労働法（製作所、工場もしくは作業場において雇用される子供の労働に関する法律 *Loi relative au travail des enfants employés dans les manufactures, usines ou ateliers*）によつて子供の労働条件の緩和策は実現したが、「不幸な子供」、特に親がいながら放置や虐待などによつて適切な養育が受けられない子供に関しては、世紀後半まで何の法的措置も講じられなかった。

こうした公的政策の欠如をある程度補完していたのが、公立または民間の施設による慈善事業であつた。⁽¹⁶⁾一八八一年の議会調査によれば、フランスにおける孤児院などの児童保護施設は一九世紀を通じて基本的に増加傾向にあり、一八八〇年代には一千以上にのぼつたとされる。そのうち大半は民間施設であり、中でも修道会系の施設が圧倒的に多かった。こうした施設は基本的に公的扶助が引き受けない子供を受け入れていたとされ、その数は一八八〇年代には約六万人とされている。

ただし、こうした慈善事業による公的扶助の補完も、必ずしも十分なものではなかつた。児童保護施設は子供の受け入れに際していくつもの条件を課しており、また男子児童を受け入れる施設が少ないなど、公的扶助から排除された子

供を広範に引き受ける状態にはなかつた。その結果、家庭において居場所のない子供の多くは、最終的に矯正施設や監獄にしか居場所を見出せない状態であつたとされる。

このように、一九世紀後半にいたるまでフランスの児童保護は公的扶助のレヴェルにおいても慈善のレヴェルにおいても、きわめて不十分なものであつたといえる。しかし第二帝政後半の一八六〇年代になると、「社会問題」への関心の高まり、人口問題（人口増加率の低下）の顕在化などを背景として、児童保護強化の動きがにわかには活発化することになった。最初に問題となつたのは一八四一年児童労働法の改正及び乳幼児の保護であり、第三共和政成立後の一八七四年には早くもこれらに関する三つの法律が相次いで成立した。⁽¹⁷⁾「不幸な子供」の問題もこうした流れを受けて、穩健共和政が確立した一八八〇年代から本格的に議論されることになった。

ところで、この「不幸な子供」の保護において中心的役割を果たしたとされるのが、当時穩健共和派の上院議員であつたテオフィル・ルーセル *Théophile Roussel* である。彼は当時所屬してゐた監獄総協同會 *Société générale des prisons* という博愛団体において一八七〇年代からこの問題を検討しており、⁽¹⁸⁾一八八一年一月に同協同會所屬の議員数人と共に、「捨てられ、放置され、あるいは虐待された子供」の保護に関する議員法案を上院に提出した。⁽¹⁹⁾この法案は同年一二月に提出された政府法案とともに検討委員會の討議に付されたが、ルーセルはこの委員會にも席を占め、翌年七月に委員會を代表して、二つの議會調査を含む報告（及び法案）を上院に提出した。⁽²⁰⁾次章では、この議員法案及び委員會報告の内容を中心に、ルーセルの児童保護構想について検討する。

第二章 ルーセルの児童保護構想

第三共和政期の児童保護政策の立役者とされるルーセルは、すでに一八七〇年代から國民議會議員として児童保護政策の策定にかかわつてゐた。特に一八七四年一二月の乳幼児保護法は「ルーセル法」の通称で知られる。⁽²¹⁾その彼が

一八八〇年代以降取り組んだのが、「不幸な子供」の保護であった。

それでは、彼はいかなる理由からこれらの子供の保護を主張したのであるか。まず指摘すべきは、ルーセルにとつて「不幸な子供」の保護とは、治安維持としての意味を持っていたことである。彼は一八七九年二月に監獄総協会において少年院での感化教育 education correctionnelle の改革に関する報告をおこなっているが、その中で彼は、すでに罪を犯して拘留された子供に対して矯正を施すよりも、そのような青少年犯罪者の温床となっている「不幸な子供」に対する保護や教育が急務であるとしている。⁽²³⁾つまり、犯罪を未然に阻止するためには、その予備軍である彼らの保護・教育こそ重要であるというのが彼の主張であった。事実、パリ・コミュニティの影響などによって社会情勢が不安定であった一八七〇年代において、親の虐待などによる子供の浮浪や物乞いといった犯罪は、当時の支配階層の大きな懸念材料となっていたのである。⁽²³⁾

しかし、「不幸な子供」の保護は単なる治安対策にとどまるものではなく、共和政そして産業社会に適合的な人間を形成するという、より広範な社会的課題に対応するものでもあった。ルーセルは一八八三年の上院審議において、文明の目的は物質面での進歩ではなく、そうした進歩に対応できる「道徳的な人間」を形成することだと述べている。⁽²⁴⁾当時は公教育大臣ジュール・フェリーのもとで義務化・無償化・非宗教化を柱とする初等教育政策が整備された時期であり、「不幸な子供」の保護もまた教育の一環として構想されていた。これについてルーセルは以下のように述べる。

「共和国政府は、民衆教育を組織するためには努力も納税者の金も惜しみません。しかし、われわれの公教育システムが国民教育のうち、わが国の平和、安全、名誉にとつてきわめて重要な部分をなござりにしていることは明らかです。それは捨てられ、放置され、あるいは虐待された子供に対する予防教育 education préventive でありませぬ。」⁽²⁵⁾

では、こうした観点からみた場合、従来の児童保護にはどのような問題があったのか。ルーセルによれば、それは第一に、公的扶助が捨て子や孤児しか受け入れず、それ以外の「不幸な子供」、すなわち親から放置された、あるいは虐待された子供は慈善事業のみが引き受けていること、しかもその活動は不十分かつ地域的にも分散しており、相互の連携や

調整もなされていないことであつた。そして第二に、そうした子供をあずかる施設は親が親権に基づいて子供の引き取りを申し出る場合にそれを拒否できず、その結果子供が再び親の悪影響にさらされ、やがて犯罪などに手を染めてしまうことであつた。⁽²⁶⁾ルーセルの児童保護構想の目的は、この二つの問題を解決しうるような新たな児童保護システムの構築にあつた。

それでは、彼の構想する児童保護システムとはどのようなものであつたのか。まず保護の対象となる子供については、従来の公的扶助が「不幸な子供」のうち一二歳以下の捨て子のみを対象としていたのに対し、未成年の捨て子（捨てられた子供）、親から放置された子供（放置された子供）、親からの虐待を受けた子供（虐待された子供）がすべて公権力の保護の対象とされた。

彼らの託置 Placement、監護、教育、支援などに関する措置は、県の青少年教育支援委員会 Comité départemental d'education et de patronage が決定し、県の知事（セーヌ県では警視総監）がそれを執行するとされた。⁽²⁷⁾この県委員会には官僚や地方議員、公的扶助機関の人間だけでなく、慈善事業の関係者も席を占めるとされた。実際に子供を保護する機関は上記の手順に従つて公的扶助機関や慈善事業、あるいは個人の中から指名された。保護された子供は公権力の監視下に置かれ、知事の場合によつてはその監護権を取り上げて別の機関に付託することができたが、その際も県委員会の同意が必要であつた。ルーセルはこうした児童保護システムについて、「不幸な子供」の保護を「取り調べの意図も党派的心情もなしに、未成年の利益のみに配慮して」⁽²⁸⁾おこなうためには、「これら自由な勢力の協力と支持をいたるところで獲得することが不可欠」であり、それらに地位を与えて権利を認め、行政機関と競合させなければならないと述べる。⁽²⁹⁾すなわち彼は、児童保護の円滑な実施の観点から慈善事業など民間の機関の役割を重視しており、それらを政策の中に組み込んで積極的に活用することをめざしていた。他方でこうした慈善事業の組織化は、国家の財政負担の軽減と市民の公的活動への参加という観点からも望ましいとされていた。⁽³⁰⁾

一方、親権に基づく子供の引き取りの問題に関しては、親の悪影響から子供を引き離すための措置が規定された。ま

ず「虐待された子供」に関しては、裁判所が子供の親権を剥奪できることが定められた。親権剥奪規定自体はすでに一八一〇年の刑法典及び一八七四年の児童保護改革において規定されていたが、委員会報告では剥奪の事由が大幅に拡大され、児童虐待に対しても適用されることになった。ただしルーセルは、親権とはそもそも子供の教育を目的とするものであり、親権剥奪はそうした親権のありかたから逸脱した「濫用」や「行き過ぎ」に対してのみおこなわれると述べ、親権への介入に関して慎重な姿勢を示してもいた。また「放置された子供」についても、親が子供の養育義務を果たさないことを申告して治安判事がこれを承認すれば、親権にかかわる諸権利を放棄できるとされた。さらに行政機関や慈善事業や個人は、「父母または後見人の干渉なく」子供を受け入れて三か月が過ぎた場合、親権にかかわる諸権利行使できるとされた。これらの親権の剥奪や放棄に関する手続きは司法権力の管轄とされたが、その場合でも県委員会が子供の最終的な保護措置を決定するとされた。

以上のように、ルーセルの児童保護構想は、治安維持と共和主義的市民の育成という当時の共和政にとって切迫した二つの課題に対応すべく、新たな保護システムの構築を目指すものであった。ここでの児童保護は私生活に対する一定程度の介入を含むものであったが、行政機関のみによつて担われるものではなかった。児童保護は「第一級の社会的事業」とされ、慈善事業の積極的な関与が前提とされていた。前述のように民間の児童保護施設の大部分は修道会系施設であり、当時は初等教育の非宗教化をめぐる共和政とカトリック教会とのヘゲモニー闘争が激化した時期であるが、ルーセルはそうした宗教団体と世俗国家との間の不信や反感が児童保護に支障をもたらしているとして、両者の協力を訴えていた。⁽³⁴⁾

では、彼の児童保護構想は議会においてどのような議論を引き起こし、またどのような形で制度化されたのだろうか。次章ではこの問題について検討する。

第三章 「不幸な子供」の保護の制度化

第一節 一八八九年児童保護法の成立

(1) 上院における法案審議

ルーセルらの委員会法案は一八八三年四月から上院において審議された。その主な改革点である「虐待された子供」の親に対する親権剥奪規定と、児童保護システムにおける慈善事業の組織化に対する議員の反応はどのようなものであったのだろうか。

まず親権剥奪規定に関しては、前述の通りルーセルらの立場は穏健なものであり、内務大臣のヴァルデック・ワルソー *Waldeck-Rousseau* も審議冒頭の全体討論において、「社会が乱暴かつ不当に家族の自然かつ正当な権利に取って代わる」ことがあってはならないとの見解を示していた。⁽³⁵⁾ にもかかわらず、王党派の議員は親権や家族の擁護を掲げて委員会法案を批判した。たとえばドウ・ガヴァルデイ *de Gavardie* は、親権剥奪規定は子供の父親の権威に対する反抗を招き、「社会の安定にとって重要な要素」である家族を弱めることになる⁽³⁶⁾と主張した。またレオン・クレマン *Léon Clément* も、ルーセルらは家族のきずなの重要性を十分に理解していないと批判した。⁽³⁷⁾

しかし王党派も自らが議会多数派を占めていた一八七〇年代には、親権への介入について共和派とほぼ同様の主張を展開していた。一八七四年児童労働法の法案検討委員会報告者であったウジエヌ・タロン *Eugène Tallon* は、自分達は「子供の父親に対する敬意」や「家庭制度 *institutions domestiques* の力」を弱めるつもりはないが、父親が親権の義務を果たさず、家計の都合や自らの「食欲さ」から子供を働かせるといった「濫用」や「搾取」をおこなうならば親権を剥奪され、子供の後見監督権が社会に付託されることになる⁽³⁸⁾と述べている。すなわち共和派も王党派も、児童保護の観

点から親権の「濫用」への介入は必要という立場において一致していたといえる。このことを考慮するならば、王党派の親権剥奪規定への反対は、政治的少数派としての立場から共和派による私生活介入を回避するためのものであったと考えられる。

一方で慈善事業の組織化、特に県委員会の設置をめぐる反対したのは、主にルーセルらと同じ共和派の政治家であった。全体討論において内相のヴァルデック・ヒルソーは、この新たに設置される委員会への疑念を表明し、むしろ既存の児童保護組織を改善すべきという立場を示した。さらに県委員会の具体的な権限をめぐることは、ルーセルに比較的近い議員からも異論が出された。監獄総協会のメンバーで一八八一年児童保護法案の共同提出者の一人であるルネ・ペランジエ René Beranger は、県委員会が慈善事業における子供の受け入れや引き取りなどに関する権限も有するならば、事業への統制が強まり、「慈善を生じさせる主要な原動力を奪うことになる」として、その権限を児童保護施設の監視などに限定することを求めた。彼によれば、県委員会が慈善事業に関する広範な権限を有することは、国家が慈善を分配する「国家社会主義の構想」に行きつくものであった。⁽⁴⁰⁾

以上のように、上院審議においてはルーセルの児童保護構想の二つの改革点をめぐって対立がみられたが、そのうち重要なのは慈善事業の組織化をめぐる対立であった。この問題をめぐっては共和派の内部でもコンセンサスが存在しておらず、政府や議員の一部はルーセルらと異なる見解を示していた。しかし上院ではそうした意見が大勢を占めるには至らず、委員会法案は同年七月に可決され、下院に付託されることになった。

(二) 下院における法案の改変

上院からの法案の付託を受けて、一八八四年五月に下院の法案検討委員会は委員会報告及び法案を提出したが、これは上院可決法案の内容を基本的に引き継ぐものであった。しかしこの委員会法案は会期終了まで審議されることはなかった。その後一八八五年の選挙を経て翌年七月に再び法案が提出されるが、その実施が大幅な財政負担増を招くこ

とになるという理由から、負担額の具体的な予測が立つまで審議は延期されることになった。⁽⁴¹⁾ こうした中、政府は財政負担の調査に時間がかかることなどを理由として、上院可決法案のうち、「放置された子供」と「虐待された子供」の保護に関する部分を先に立法化する方針を示し、一八八八年二月に「虐待された子供」と「虐待された子供」の保護に関する部分（*moralemeat abandonnes* 子供の保護）に関する政府法案を下院に提出した。⁽⁴²⁾ これを受けて翌年一月に法案検討委員会報告が出されるが、ここでの法案は五月の審議においてほとんど議論を呼ばずに可決され、新たに上院に付託されることになった。

それでは、下院の議員はルーセルの児童保護構想に対してどのような反応を示したのだろうか。まず、先にみたように、「放置された子供」と「虐待された子供」の保護に関して、下院ではほとんど議論はなされなかった。このことから、親権剥奪規定などについては上院と同じく為政者間のコンセンサスが存在していたと考えられる。

次に慈善事業の組織化については、下院の議事録から為政者の態度を明らかにすることは難しい。しかし法案や議会報告からある程度推測することは可能である。まず先の政府法案では、親権を剥奪された親の子供は捨て子や孤児と同じく公的扶助機関が保護することが規定されていたが、下院においてこの措置はそのまま可決されている。⁽⁴³⁾ このことは、下院もまた、「不幸な子供」を保護する組織として既存の公的扶助システムを志向していたことを示している。

さらに、下院でも一八八〇年代初めに共和派議員からいくつかの児童保護法案が提出されたが、それらはすべて国家による児童保護の強化を求める内容のものであった。⁽⁴⁴⁾ たとえば穩健共和派のカーズ Case は一八八〇年二月に提出した法案において、「国家は「児童保護に関して」できる限りのことをおこなわなければならない」と述べ、物乞いや浮浪行為をおこなった子供などを受け入れる「国立孤児院」の設置を主張している。⁽⁴⁵⁾ 下院の発議委員会も、この法案のモトラス「莫大な負担」に言及しながらも、提案者の主張に賛同した。⁽⁴⁶⁾ これらの法案はいずれも立法化されなかったと思われる。下院共和派の見解を代表するものとはいえないが、下院においては児童保護に関して慈善事業の組織化ではなく国家の関与の強化を重視する主張が少なからず支持を得ていたと考えられる。

下院可決法案が上院に付託されると、一八八九年七月にルーセルが再び法案検討委員会を代表して、下院による一八八三年上院可決法案の改変・縮小に対する意見を述べた。彼は下院の措置に不満を示したものの、親権剥奪に関する改革の遂行が急務であるとし、とりあえず現在の下院可決法案を修正なしで可決することを提案した。⁽⁴⁷⁾そして七月十三日に法案は上院にて可決され、一八八九年児童保護法として成立することになった。

以上のように、ルーセルの児童保護構想は政府と下院によって大幅な改変を被ることになった。その結果、為政者の間でコンセンサスが存在していた親権剥奪規定などについては制度化されたが、共和派内でも議論が分かれた県委員会⁽⁴⁸⁾の設置については先送りされた。そしてこの委員会の設置はその後実現することはなかった。

ただし、慈善事業が児童保護システムから排除されたわけではなかった。児童保護法では公的扶助機関が「虐待された子供」の保護を慈善事業に委託できるなど、公権力（裁判所・公的扶助機関）と慈善事業とのネットワークが初めて成立した。⁽⁴⁸⁾しかし慈善事業が児童保護措置の決定に参加することは想定されず、あくまでも政策の実施機関として位置づけられるにとどまった。

第二節 一八九八年児童虐待処罰法の成立

ルーセルの児童保護構想のうち、「放置された子供」及び「虐待された子供」の保護に関しては、一八八九年の児童保護法の成立によって一応の制度化をみた。しかし「虐待された子供」をめぐる問題はその後議論され、一八九八年に新たに児童虐待処罰法が成立することになる。これは児童虐待に対する世論の高まりを受けてその厳罰化を定めたものであるが、同時に「虐待された子供」の保護措置についても規定しており、ここで慈善事業の組織化の問題が改めて議論されることになった。

児童虐待に関する新たな法律制定の口火を切ったのは、アンリ・コシヤン Henri Cochin、ジュリアン・グージョン Julien Goujon、オディロン＝バロ Odilon-Barrotとよびつたさまざまな政治党派に属する議員であった。⁽⁴⁹⁾彼らは一八九七

年一月から児童虐待に関する法案を相次いで提出し、それらは下院の法案検討委員会において一つの法案にまとめられた。⁽⁵⁰⁾そして同年六月に下院で緊急可決された後に上院に付託され、翌年三月に前述のルネ・ペランジェによって委員会報告（及び法案）が提出された。⁽⁵¹⁾この法案では児童虐待の厳罰化のほかに、虐待された子供及び犯罪を犯した子供（の）監護権 *guardianship* を裁判所が親から剥奪して子供の親族や慈善団体、あるいは公的扶助機関に委託できることが定められた。⁽⁵²⁾しかし上院審議において、これらの措置は特に議論を呼ばなかった。王党派からの政治的な反対すら起こらなかったことは、児童保護のための私生活介入に対するコンセンサスがこの時期にはさらに確立していたことを示すものといえる。これに対して上院審議の争点となったのは、ルーセルとポール・ストロース Paul Strauss が提案した追加条項案であった。従来、刑事訴訟において提訴は被害を受けた本人または検事がおこなうとされていたが、⁽⁵⁴⁾彼らは児童保護団体が子供に代わって児童虐待を告発できることを提案した。⁽⁵⁵⁾これは、慈善事業の組織化の構想を告発権の付与という形で改めて提示したものと見える。⁽⁵⁶⁾ストロースはこの提案について、児童保護のためには子供への加害行為や虐待を熟知する必要があるとした上で、人々は警察や検事局に虐待を訴えることには強い嫌悪感を示しており、児童保護団体に出頭できるならば情報提供が確実になされるだろうと述べている。さらに彼は、こうした情報収集のためには児童保護団体をまとめあげ、公権力の「善意の協力者」として組織化することが必要であるとも主張していた。⁽⁵⁷⁾

民間団体への告発権の付与はすでに二年前の一八九六年に監獄総協会の会合において取り上げられており、⁽⁵⁸⁾この追加条項案は上院の法案検討委員会によって承認され、さらに慈善事業の組織化に消極的であった政府もこれを支持した。⁽⁵⁹⁾当時の法務大臣ミリアール Millard は、児童虐待が若者による犯罪を生み出しているとした上で、虐待された子供は加害者を自分で告発できないのだから、彼らを保護するために設立された団体が検事局を補佐するのは自然なことであると述べている。⁽⁶⁰⁾ここからは、治安維持の観点から社会の広範な勢力による児童保護を求めるといふ、ルーセルと同様の姿勢をみる事ができる。

しかしこの追加条項案は議員から激しい批判を受け、最終的に圧倒的多数で否決されることになる。⁽⁶¹⁾その背景にあつ

たのは共和派と王党派・カトリックとの対立であり、特に共和派の修道会系施設に対する不信感であった。⁽⁶²⁾カトリックの影響力が強い児童保護団体への告発権の付与は、彼らにとっていわば敵対勢力の家庭内介入を許すことに他ならず、容認できるものではなかった。たとえばルポルシエ Lepoche は、児童保護団体に告発権が認められれば、それは「一種の裏の警察権」を行使して家庭の中に入り込むことになるとする。さらに彼は児童保護団体による虐待の取り締まりが「家庭の父親と母親の自由な意志をゆがめる」ことになるとし、「家族を尊重し子供を保護するのに、どうして得体の知れない者に何だかわからぬ権限を与え、絶えざる脅しによって家庭の父親すべての自由と行動に圧力を加えさせなければならぬのでしょうか」と述べている。⁽⁶³⁾同様に王党派の議員も、共和派の団体への不信から告発権の付与を「容認しがたい取り調べ」になるなどと主張した。⁽⁶⁴⁾このように、多くの議員は虐待された子供の保護の重要性を認めつつも、児童保護団体の権限拡大による効率化に対しては反対の姿勢を崩さなかった。⁽⁶⁵⁾これに対してストロースは家庭における児童虐待の深刻な状況を訴えたが、彼らを説得するには至らなかった。⁽⁶⁶⁾結局、この追加条項案の否決後、法案は下院での審議などを経て、同年四月に立法化されることになる。

以上のように、ルーセルらが目指した慈善事業の組織化は、一八九〇年代において新たに議論の対象となり、政府の支持を得るまでにいたるが、やはり完全に実現することはなかった。先行研究が指摘するように、一八九八年の児童虐待処罰法では子供を委託する機関として慈善団体が公的扶助機関よりも先に名前が挙げられるなど、慈善事業は為政者によっていつそう重視された。⁽⁶⁷⁾しかしその役割は、一八八〇年代と同じく政策の実施機関という範囲にとどまるものであった。

最後に、「不幸な子供」のうち、一二歳以上の「捨てられた子供」については、一八九〇年代以降の公的扶助改革の議論においてようやく取り上げられることになる。ここでもルーセルが上院の検討委員会報告を担当し、⁽⁶⁸⁾一九〇四年の児童扶助業務法では「放置された子供」や「虐待された子供」と同様に公的扶助の対象として明記された。⁽⁶⁹⁾こうして「不幸な子供」の保護は、最終的に既存の公的扶助システムの改革という形で決着することになった。

結論

以上、ルーセルの児童保護構想を軸として、第三共和政期における「不幸な子供」の保護をめぐる為政者の議論を検討した。児童保護の拡大、そしてその際の一定程度の私生活介入の必要性については、王党派からの反対はみられたものの、為政者の間に広範なコンセンサスが存在したといえる。これに対して、慈善事業の政策参加のありかた、すなわち児童保護における公権力と慈善事業との関係をめぐっては、共和派の内部でもさまざまな論理が存在した。それらはおおむね以下の二つに収斂するように思われる。

ひとつは本稿で中心に検討した、ルーセルやストロース、ベランジュといった政治家にみられる論理である。⁽⁷⁰⁾ 彼らは政治家であると同時に、監獄総協会などの民間団体においても児童保護の問題に携わっていた。⁽⁷¹⁾ 彼らは児童保護の拡大と効率化のために従来の保護システムを大幅に改編し、慈善事業に公権力とほぼ同等の権限を与えることでそれらを政策に積極的に参加させ、両者の密接な協力関係を構築することを意図していた。共和政とカトリックとの関係についても、彼らは児童保護に関して両者の協力関係が保たれるべきとしていた。「不幸な子供」の保護を最初に主導したのは彼らのグループであり、一八九〇年代には政府の支持を得るにいたった。

もうひとつの論理は、ルーセルらと同じく児童保護において慈善事業に一定の役割を付与するが、その一方で児童保護の拡大や効率化は基本的に既存の公的扶助システムの改革や国家機関の創設などによっておこなわれるべきとするものであった。彼らは「不幸な子供」の保護の必要性を認めつつも、修道会系施設への不信任から、あるいは改革への不安から、児童保護システムの大幅な改編には終始反対の姿勢を示した。最終的に議会の大半を占めたのはこうした主張であり、その結果、「不幸な子供」の保護における公権力と慈善事業との協力関係は実現したものの、当初の構想よりも部分的なものにとどまった。⁽⁷²⁾ 以上のように、児童保護政策の形成は単なる為政者の統治構想の実現ではなく、構想の具

体的な内容をめぐる複数の論理の対立を示すものであった。

ところで、「不幸な子供」の保護をめぐるこうした議論は、その後の私生活管理のありかたにひとつの特徴を刻印することになった。すなわち、為政者内部の論理の対立は、ルーセルらが構想したような広範な社会的基盤に立脚する真に効率的な児童保護システムの構築を阻む方向に作用したのであり、そのため共和政の私生活管理システムは、その形成の段階から効率性の面での限界をはらんだものとなったのである。そしてこうした限界が生じた背景にあったのは、本来国民統合を目指すはずの、共和政のカトリックに対するヘゲモニー闘争であった。このことは、当時の共和派の私生活管理に対する姿勢を再検討する必要性を示唆するものといえよう。

本稿は第三共和政の児童保護政策の一部を検討したものにすぎない。しかし上記の結論を踏まえるならば、二度の世界大戦とその後の福祉国家の成立を経て、フランスにおける「不幸な子供」の保護が、特に公権力と慈善事業との関係においてどのような変容を遂げたのかについても検討すべきであろう。これについては稿を改めて論ずる予定である。

(1) 註

- 〔1〕阪上孝『近代的統治の誕生——人口・世論・家族——』岩波書店、一九九九年、第四章及び第五章。なお、ペローは一九世紀において子供こそが国家の私生活介入の「きわめつけの領域」であったとする（ミシェル・ペロー「私生活と政治——家族・女・子供——」福井憲彦／金子春美訳『フランス現代史のなかの女たち』（日本エディタースクール出版部、一九八九年）所収、一七頁）。
- 〔2〕ちなみにフランスには英語でいう「児童福祉 child welfare」にあたる語が存在しない。現在児童福祉にあたる活動は「児童社会援助 aide sociale à l'enfance」の名称で呼ばれている。その内容についてはたとえば VERDIER, Pierre, *Guide de l'aide sociale à l'enfance*. Paris, Dunod, 2001 を参照。邦語では藤井良治・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障⑥ フランス』（東京大学出版会、一九九九年）、第四章などに紹介がある。
- 〔3〕DONZELOT, Jacques, *La police des familles*. Paris, Minuit, 1977（宇波彰訳『家族に介入する社会——近代家族と国家の管理装置——』（新曜社、一九九一年））；MEYER, Philippe, *L'enfant et la raison d'Etat*. Paris, Seuil, 1977.

- (4) KANPE, Esther Sue. *The Family, Private Property and the State in France, 1870-1914*. Ph.D. diss. University of Wisconsin, Madison, 1976. ch. VI : WEISSBACH, Lee Shai. *Child-Labor Reform in XIXth-Century France : Assuring the Future Harvest*. Baton Rouge, Louisiana State University Press, 1989. 444頁。一九世紀前半の児童保護に関し同様の立場を取ったことについて LYNCH, Katherine. *Family, Class, and Ideology in Early Industrial France : Social Policy and the Working-Class Family, 1825-1848*. Madison, University of Wisconsin Press, 1988. 448頁。
- (5) 岡部 浩史「フランスにおける乳幼児保護政策の展開（一八七四—一九一四年）——ノール県の事例から——」『西洋史学』第二二五号（二〇〇四年）、同「フランスにおける児童扶助行政の展開（一八七〇—一九一四年）——ノール県の事例から——」『史学雑誌』第二一四編第一二号（二〇〇五年）。
- (6) 田中拓道『貧困と共和国 社会的連帯の誕生』（人文書院、二〇〇六年）、特に一四—一八頁。ただし同書は思想史的研究であり、著者自身認めているように社会政策の立法過程の分析に重点が置かれているわけではない。これに対して本稿は、社会政策の論理の複数性や対抗関係の問題を立法過程に即して明らかにすることを意図している。
- (7) マンスロやメイエらの見解に批判的な立場を取る研究として、以下のものがあげられる。ROLLET-ECHALIER, Catherine. *La politique à l'égard de la petite enfance sous la III^e République*. Paris, PUF/INED, 1990. ch.IV : SCHAFER, Sylvia. *Children in Moral Danger and the Problem of Government in Third Republic France*. Princeton, Princeton University Press, 1997. ch.2-ch.3. また最近の研究として、ANTOMARCHI, Veronique. *Politique et famille sous la III^e République, 1870-1914*. Paris, Harmattan, 2000. ch.3も参照。
- (8) この理由についてクセルマンは、従来の政治史では反教権主義対カトリック、共和派對王党派といった対立構図が注目され、そうした対立がみられない社会政策にはあまり関心が集まらなかったことをあげている(KSELMAN, Claudia Scheck. *The Modernization of Family Law : The Politics and Ideology of Family Reform in Third Republic France*. Ph.D. diss. University of Michigan, 1980. pp.1-2).
- (9) たゞし、以下の研究があげられる。HATZFELD, Henri. *Du paupérisme à la sécurité sociale: essai sur les origines de la sécurité sociale en France 1850-1940*. Paris, A.Colin, 1971 : STONE, Judith F. *The Search for Social Peace: Reform Legislation in France, 1890-1914*. Albany, State University of New York Press, 1985 : ELWITT, Sanford. *The Third Republic Defended: Bourgeois Reform in France, 1880-1914*. Baton Rouge & London, Louisiana State University Press, 1986.
- (10) KSELMAN, *op.cit.*, pp.195-203. クセルマンは、児童保護政策をめぐってはラディカルな改革を志向する博愛主義者よりも保守的な議会多数派との緊張関係が常に見られるとする。
- (11) 本稿でも以下、この語を捨てて、親から放置された子供、親から虐待を受けた子供の総称として用いることにする。ただし本稿

- では、こうした呼称が為政者だけでなく当時の社会一般において使用されていたのかについては確認することができなかった。以下、法律の名称及びテキストについては、特に明記しない限り DUYVERGIER, J. B. *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements et avis du Conseil d'Etat* のものを参照した。
- (12) これらの法律に関しては、SCHAFER, op.cit. を始めとしてすでに多くの研究が存在するが、邦語では以下のものを参照。河合務「フランス第三共和制前期における「父権」批判と児童保護政策 — Thルーセルと一八八九年児童保護法」(『日本教育政策学会年報』第八号、二〇〇一年)、同「フランス第三共和制前期における児童保護政策の基本理念 — 一八八八年児童虐待防止法と監獄総協会」(『東京大学大学院教育学研究科紀要』第四一卷、二〇〇一年) など、これらの論考も児童保護政策における為政者の議論を扱っており本稿も示唆を受けたが、政策の基本的な性格や理念そのものの解明を目的としている点で本稿と視角が異なる。
- (14) この児童扶助システムは世紀半ば以降、「児童扶助業務 service des enfants assistés」の名称で呼ばれた。その内容については、とりあえず拙稿「フランスにおける児童扶助行政の展開」三七頁の記述を参照。ちなみに一九世紀前半からは、未婚の母親の子供への在宅援助(「一時的援助」)もおこなわれた。
- (15) LALLEMAND, Léon. *La question des enfants abandonnés et délaissés au XIX^e siècle*. Paris, Picard/Guillemain et Cie, 1885, p.17.
- (16) 以下、慈善児童保護事業について詳しくは、拙稿「一九世紀フランスにおける慈善児童保護事業 — 一八八一年孤児院調査を手がかりとして」(『生活科学研究』文教大学生活科学研究所 第二九集、二〇〇七年) の内容を参照。
- (17) 具体的には、一八七四年五月の「工業において雇用される子供及び未成年女子の労働に関する法律 Loi sur le travail des enfants et des filles mineures employés dans l'industrie」(以下「一八七四年児童労働法」と表記)と、同年十一月の「旅回りの職業で雇用される子供の保護に関する法律 Loi relative à la protection des enfants employés dans les professions ambulantes」(以下「巡業児童労働法」と表記)及び同年十二月の「乳幼児、特に里子の保護に関する法律 Loi relative à la protection des enfants du premier âge, et, en particulier, des nourrissons」(以下「乳幼児保護法」と表記)である。
- (18) ルーセルは同協会において一八七九年六月に、「不幸な子供」の「予防教育 education préventive」に関する報告をおこなっている。これについては ROUSSEL, Théophile. *De l'éducation correctionnelle et de l'éducation préventive : Etudes sur les modifications à apporter à notre législation concernant les jeunes détenus et les mineurs abandonnés ou maltraités*. Paris, A. Chaix, 1879, 2^{ème} partie に再録されたものを参照した。
- (19) PROPOSITION DE LOI ayant pour objet la protection des enfants abandonnés, délaissés ou maltraités, présentée par MM. Théophile Roussel, Berenger, Dufaure, l'amiral Fourchon, V. Schoelcher, et Jules Simon. [...] (Cf. PROPOSITION DE LOI

- de Roussel ヲ略記) Annexe n.5 Séance du 27 janvier 1881 in *Journal Officiel de la République française*, Sénat, Documents parlementaires (以下 J.O. Sénat, Doc. parl. ヲ略記), 1881, pp.34-44.
- (20) この委員會報告の「別冊」刊行された以下のものを参照した。 SENAT, Rapport fait au nom de la commission chargée d'examiner : *La Proposition de loi ayant pour objet la protection des enfants abandonnés, délaissés ou maltraités* [...] *2Le Projet de loi sur la protection de l'enfance* [...] par M. Théophile Roussel. [...] Annexe au procès-verbal de la séance du 25 juillet 1882(N.451)(Cl.), Paris, P. Mouillot, 1882 (以下 RAPPORT de Roussel ヲ略記).
- (21) この乳幼児保護法の内容については、ありまやを拙稿「フランスにおける乳幼児保護政策の展開」第一章を参照。
- (22) PROPOSITION DE LOI de Roussel, *op.cit.*, p.35.
- (23) この「例」については、拙稿の以下の論考を参照。 HAUSSONVILLE, Ohenin de, «L'enfance à Paris »(IV et V), *Revue des deux mondes* des let et 15 juin 1878, pp.598-627 et 891-927.
- (24) J.O. Sénat, *Débats parlementaires* (以下 Deb. parl. ヲ略記), Séance du 10 mai 1883, p.463.
- (25) RAPPORT, NOTES ET DOCUMENTS sur la protection et l'éducation des enfants abandonnés, délaissés ou maltraités en divers Etats [...] par M. Théophile Roussel, [...] (以下 RAPPORT, NOTES ET DOCUMENTS de Roussel ヲ略記) Annexe n.451(Séance du 25 juillet 1882) in J.O. Sénat, Doc. parl., 1883, p.589.
- (26) Cf. PROPOSITION DE LOI de Roussel, *op.cit.*, p.38.
- (27) この県委員會のほかに、中央政府に保護教育高等委員會、また各小郡 canton に青少年支援委員會 Comités cantonaux de patronage の設置が規定されていた。
- (28) RAPPORT de Roussel, pp.47-48.
- (29) RAPPORT de Roussel, pp.51-52.
- (30) 一八七四年二月の巡業児童労働法第二条では、親が満一六歳未満の子供をサーカスなど危険な職業を営む人間に引き渡したりする場合には親権の諸権利を剥奪されることが規定されていた。
- (31) RAPPORT de Roussel, pp.102 et 117-118.
- (32) RAPPORT de Roussel, pp.262-263.
- (33) フランス近代における共和派とカトリック教会とのヘゲモニー闘争については、谷川稔『十字架と三色旗 もうひとつの近代フランス』(山川出版社、一九九七年)を参照。
- (34) RAPPORT, NOTES ET DOCUMENTS de Roussel, *op.cit.*, p.584.
- (35) J.O. Sénat, *Deb. parl.*, Séance du 10 mai 1883, p.464.

- (36) *J.O. Sénat, Déb. parl.*, Séance du 26 mai 1883, p.569.
- (37) *J.O. Sénat, Déb. parl.*, Séance du 26 mai 1883, p.566.
- (38) RAPPORT fait au nom de la commission chargée d'examiner la proposition de loi de M. Joubert, relative au travail des enfants dans les manufactures, etc., par M. Eugène Tallon, [...] Annexe n.1132(Séance du 11 mai 1872) in *J.O.* du 30 mai 1872, p.3607.
- (39) *J.O. Sénat, Déb. parl.*, Séance du 10 mai 1883, p.465.
- (40) 又「PROPOSITION DE LOI sur la protection de l'enfance abandonnée, présentée par M.Bérenger, [...] Annexe n.232(Séance du 14 juin 1883) in *J.O. Sénat, Doc. parl.*, 1883, pp.827-828 ; *J.O. Sénat, Déb. parl.*, Séance du 21 mai 1883, pp.517-519.
- (41) 「の圖の繪圖にては、ナールマンの児童を保護せしむるに、*J.O. Sénat, Déb. parl.*, Séance du 10 juillet 1889, p.901.
- (42) PROJET DE LOI sur la protection des enfants maltraités ou moralement abandonnés, [...] par M. Floquet, président du conseil, ministre de l'intérieur, par M. Ferroullat, garde des sceaux, ministre de la justice et des cultes [...] (又「PROJET DE LOI de Floquet et Ferroullat」, Annexe n.3389(Séance du 22 décembre 1888) in *J.O. Chambre des députés* (又「Chambre」, *Doc. parl.*, 1888, p.706.
- (43) PROJET DE LOI de Floquet et Ferroullat *op.cit.*, p.708 ; *J.O. Chambre, Déb. parl.*, Séances des 18 et 25 mai 1889, pp.1014 et 1126.
- (44) *RAPPORT de Roussel*, pp.261-262.
- (45) PROPOSITION DE LOI ayant pour objet la création d'un orphanat national, présentée par M. Caze [...] Annexe n.3189(Séance du 17 décembre 1880) in *J.O. Chambre, Doc. parl.*, 1880, pp.13140-13142. 又「ドローマン」が、地方自治体や個人を以て、児童を保護せしむることを期すべし。
- (46) RAPPORT SOMMAIRE fait au nom de la 2^e commission d'initiative parlementaire chargée d'examiner la proposition de loi de M. Caze, [...] par M. Benazet, [...] Annexe n.3354(Séance du 22 février 1881) in *J.O. Chambre Doc. parl.*, 1881, pp.174-175.
- (47) *J.O. Sénat, Déb. parl.*, Séance du 10 juillet 1889, pp.901-902.
- (48) Cf. 河合「父権」批判と児童保護政策」一五〇頁
- (49) ちなみにロマンは穩健右派、ケージョンは共和派に属する議員である。ケセルマンは、彼らがみな社会問題への関心を共有し、その活動を推進する(KSELMAN, *op.cit.*, pp.200-201)。なお、ロマンはルーセルらと同じく監獄総協会所属の議員であった。
- (50) RAPPORT fait au nom de la commission chargée d'examiner les diverses propositions de loi[...] tendant à la répression plus sévère des violences, voies de faits, actes de cruauté et attentats commis envers les enfants[...] par M. De Folleville (de

- (51) Bimoret) [...] Annexe n.2371(Séance du 29 mars 1897) in *J.O. Chambre. Doc. parl.*, 1897, pp.866-876.
なお、ランランジェを中心に一八九八年児童虐待処罰法の制定過程を論じたものとして、以下の論考がある。BOURQUIN, Jacques, «René Bérenger et la loi de 1898», *Revue d'histoire de l'enfance «irrégulière»*(version électronique du *Temps de l'histoire*), n.2, 1999 (<http://rhe.revues.org/document31.html>).
- (52) 監護権とは、狭義には親が自ら選ぶ場所へ子供を保持する権利を指す。詳しくは田中通裕「親権法の歴史と課題」(信山社、一九九三年)、五一―五七頁を参照。
- (53) RAPPORT fait au nom de la commission chargée d'examiner la proposition de loi, adoptée par la Chambre des députés, ayant pour objet la répression des violences, [...] par M. Bérenger, [...] Annexe n.69(Séance du 1^{er} mars 1898) in *J.O. Sénat. Doc. parl.*, 1898, p.103.なお、慈善団体への子供の委託は、この上院委員会報告において初めて提案された。
- (54) 河合「児童保護政策の基本理念」一〇一頁。
J.O. Sénat. Déb. parl., Séance du 10 mars 1898, p.288.ただしこの児童保護団体は「公益性を承認された」ものに限定されていた。なお、ストロースはルーセルの後を引き継いで二〇世紀前半の児童保護政策を主導する人物である。
- (55) ストロースは追加条項案を擁護する際にルーセルの県委員会構想について言及している(*J.O. Sénat. Déb. parl.*, Séance du 22 mars 1898, p.382)。
- (56) 以上「*J.O. Sénat. Déb. parl.*, Séance du 10 mars 1898, pp.288-289.
河合「児童保護政策の基本理念」一〇二頁。
- (57) *J.O. Sénat. Déb. parl.*, Séance du 10 mars 1898, p.289.
- (58) *J.O. Sénat. Déb. parl.*, Séances des 10 et 22 mars 1898, pp.290 et 383.
- (59) *J.O. Sénat. Déb. parl.*, Séance du 22 mars 1898, p.384.
- (60) KSELMAN, *op.cit.*, pp.201-202 ; ROLLET-ECHALIER, *op.cit.*, pp.141-142.
- (61) *J.O. Sénat. Déb. parl.*, Séance du 21 mars 1898, pp.357-358.
- (62) *J.O. Sénat. Déb. parl.*, Séance du 21 mars 1898, p.357.
- (63) *J.O. Sénat. Déb. parl.*, Séance du 21 mars 1898, p.357.
- (64) *J.O. Sénat. Déb. parl.*, Séance du 10 mars 1898, p.290(discours de Léonce de Sali).
- (65) *J.O. Sénat. Déb. parl.*, Séance du 22 mars 1898, p.379.
- (66) PIERRE, Eric, «La loi du 19 avril 1898 et les institutions», *Revue d'histoire de l'enfance «irrégulière»* n.2, 1999 (<http://rhe.revues.org/document45.html>), p. 3/13.
- (68) ルーセルは公的扶助の改革の必要性について、一八八〇年代から認識していた(RAPPORT de Roussel, pp.202-203)°

- (69) この法律では、児童保護法に基づいて保護される子供は「虐待され、放置され、あるいは精神面において捨てられた子供」、児童虐待処罰法に基づいて保護される場合は「監護児童 *enfants en garde*」の名称で分類された。なお、児童扶助業務法についてはよりあえず、ROLLET-ECHALIER, *op.cit.*, pp.143-152を参照。
- (70) 彼らの思想については、河合「児童保護政策の基本理念」も参照。
- (71) たとえばルーセルは、監獄総協会の他に、「フランス児童救済連合 Union française pour le sauvetage de l'Enfance」等の児童保護団体にも参加していた。
- (72) ただしベックは第三共和政の扶助政策に関して、慈善と公的サービスの協力が一貫して志向されていた点を強調する(BEC, Colette, *Assistance et République : La recherche d'un nouveau contrat social sous la III^e République*, Paris, Editions de l'Atelier/Editions ouvrières, 1994, p.147)°
- (73) Cf. ROLLET-ECHALIER, *op.cit.*, p.142.

La logique de la politique de l'enfance en France sous la III^e République:
le cas de la protection de < l'enfance malheureuse >

OKABE, Hiroshi

La formation des politiques sociales caractérise la période de la III^e République (1870-1940). La protection de l'enfance n'échappe pas à la règle. Plusieurs lois sont votées sur ce thème avant le début des années 1900; réglementation du travail des enfants, protection de la petite enfance, protection des enfants maltraités, etc.

La politique de l'enfance est généralement considérée comme un moyen aux mains des classes dirigeantes d'intervenir dans les familles populaires, c'est-à-dire de mettre en place un contrôle social. Mais peut-on dire qu'elle résulte d'un consensus de leur part sur le contrôle social ? Cet article a pour but d'analyser les débats parlementaires sur la protection de < l'enfance malheureuse > (enfants abandonnés, délaissés ou maltraités) pour démontrer que la politique de l'enfance suscite des discussions et controverses entre les républicains au pouvoir .

A cette époque, tous les républicains admettent que pour protéger ces enfants, il est nécessaire d'intervenir à un certain degré dans les familles. Mais ils se divisent sur la place respective à accorder aux pouvoirs publics et aux œuvres de charité dans la protection de l'enfance. Les promoteurs de la protection (Théophile Roussel, par exemple) pensent que les œuvres de charité doivent être associées en priorité à cette politique pour rendre le contrôle plus efficace. Mais leur conception rencontre l'opposition de la majorité parlementaire, qui préfère l'Assistance publique aux œuvres de charité, auxquelles ils reprochent d'être généralement entre les mains des congrégations.

En protégeant < l'enfance malheureuse > , la III^e République entend instaurer un système par lequel les pouvoirs publics puissent contrôler la vie privée. Mais l'opposition entre les républicains empêche la mise en place de moyens réellement efficaces. Cet échec nous suggère la nécessité de réexaminer l'attitude des républicains à l'égard de l'intervention de l'Etat envers la vie privée.